

伊賀市防災情報システム構築業務公募型プロポーザル実施要領

1. 業務概要

- (1) 目的 気象情報等の情報収集を行い、市が発令する避難情報の発令支援を行うとともに、市民への避難情報を一括して発信するしくみ及び自主防災組織単位等の地域内で情報発信できるしくみを導入する。また、市職員の安否確認を行い、災害等の対応に必要な人員の参集するしくみを導入することで、災害等に対する対応を確実に行うシステムを構築することを目的とする。
- (2) 名称 伊賀市防災情報システム構築業務
- (3) 履行場所 伊賀市四十九町地内
- (4) 業務内容 気象情報、防災情報収集、避難情報発令支援、避難情報の配信等のしくみの構築
- (5) 履行期間 契約締結の日から令和4年3月31日まで

2. プロポーザルの実施方式

公募型プロポーザル方式

3. 予算限度額

予算限度額は 59,400,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。
追加提案を含めて、予算限度額以内の提案を行うこととする。

4. 参加資格確認の対象となる者

公告日現在、伊賀市会計規則第 86 条第 2 項に規定する入札参加資格者名簿の「事務事業委託-システム開発・管理」に登録されている者で、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- (2) 手形交換所から取引停止処分を受けている等経営状況が著しく不健全でない者
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく会社更生手続開始若しくは更正手続開始の申立てがなされている場合又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがなされている場合にあつては、一般（指名）競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けている者
- (4) 公告又は指名から契約締結までの期間に、伊賀市又は三重県で指名停止等の措置を受けていない者（ただし、伊賀市において指名停止を受けた場合、伊賀市の措置期間が終了した時点から申請可）
- (5) 法令、規則等に違反していない者
- (6) 他自治体において、過去 5 年以内に防災情報システムの導入実績があること。

5. 技術提案を求める内容

別紙4「伊賀市防災情報システム構築業務仕様書」のとおりとする。

6. 参加資格確認申請書及び設計図書等

(1) 提出書類

ア プロポーザル参加資格確認申請書（様式第2号） 1部

イ 履行実績書（様式第3号） 1部

※ 業務内容確認のため、業務内容等が記載されている仕様書等の一部（写）及び履行実績を証する書類（写）を添付すること。

※ 複数の履行実績を記載することは可とします。

ウ 配置予定技術者届出書（様式第4号） 1部

※ 雇用の確認できる書類、資格証の写し及び実務経験を証する書類を添付すること。

エ 納税証明書等（未納税額がない証明書） 各1部

(2) 提出書類の受付

ア 受付期間 令和3年8月18日（水）から令和3年8月25日（水）まで
午前9時から午後4時30分まで（閉庁日及び平日の正午から午後1時までを除く。）

イ 受付場所 伊賀市役所 本庁舎 4F 総合危機管理課

ウ 提出方法 書面により持参または郵送による。（郵送の場合は令和3年8月25日必着）

(3) 仕様書等の閲覧

閲覧期間 令和3年8月18日（水）から令和3年8月25日（水）まで
伊賀市ホームページに掲載する。

(4) 仕様書等に対する質問書の受付

ア 提出期間 令和3年8月18日（水）から令和3年8月25日（水）まで
午前9時から午後4時30分まで（閉庁日及び平日の正午から午後1時までを除く。）

イ 提出場所 伊賀市役所本庁舎 4F 総合危機管理課（kikikanri@city.iga.lg.jp）

ウ 提出方法 任意様式にて上記の電子メールアドレスに送信し、その旨を電話にて連絡することとする。電話及び直接来庁による質問には応じない。

(5) 質問等に対する回答

令和3年8月31日（火）から令和3年9月14日（火）まで伊賀市ホームページに掲載することとし、個別回答は行わない。

7. プロポーザル参加資格の確認

(1) 参加者の決定

提出書類の内容及び「4. 参加資格確認の対象となる者」の規定を確認し決定する。

(2) プロポーザル参加資格の有無の通知

令和3年8月30日（月）

(3) プロポーザル参加資格の有無について

参加資格の有無については、プロポーザル参加資格確認結果通知書により郵送で通知する。

(4) 資格がないと通知された者は、苦情申立書（様式第12号）により否認理由の説明を求められることができる。

ア 提出期間 プロポーザル参加資格確認結果通知書にて通知を受けた日の翌日から5日以内の午前9時から午後4時30分まで（閉庁日及び正午から午後1時までを除く。）

イ 提出場所 伊賀市役所 本庁舎 4F 総合危機管理課

ウ 提出方法 持参とし、郵送は認めない。

(5) 中止又は延期

伊賀市プロポーザル方式実施要綱第17条に該当する場合は、プロポーザルを中止又は延期する場合がある。

伊賀市プロポーザル方式実施要綱のURL

※<https://www.city.iga.lg.jp/cmsfiles/contents/0000002/2440/2806-puropo-zaru-jissiyoukou-02.pdf>

8. 企画提案書の提出

(1) 提出期間 令和3年8月30日（月）から令和3年9月14日（火）まで

午前9時から午後4時30分まで（閉庁日及び正午から午後1時までを除く。）

(2) 提出場所 伊賀市役所 本庁舎 4F 総合危機管理課

(3) 提出方法 書面により持参または郵送による。（郵送の場合は令和3年9月14日必着）

(4) 提出部数 別紙3「必要書類一覧」参照

(5) 作成要領 別紙2「企画提案書等作成要領」参照

9. 評価方法及び評価基準

企画提案書等の特定までに関わる審査は、伊賀市防災情報システム構築業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が実施し、最優秀者1者、次点者1者を選定する。

評価方法及び評価基準は、別紙1「伊賀市防災情報システム構築業務公募型プロポーザル選定基準」のとおりとする。

10. 審査の実施

- (1) 開催日 令和3年9月21日(火)
※提案が多数に上った場合は、令和3年9月24日(金)を予備日とします。
- (2) 会場 伊賀市役所 本庁 4階 405会議室
※新型コロナウイルス感染拡大状況により、ZOOMによる開催となる場合があります。
- (3) 方法 プレゼンテーション及び質疑応答を実施し、別紙1「伊賀市防災情報システム構築業務公募型プロポーザル選定基準」のとおり審査を実施する。
なお、プレゼンテーションの時間及び方法は令和3年8月30日に通知します。

11. 審査の提案書の特定

- (1) 提案書特定・非特定の通知
令和3年9月24日(金)
※提案が多数に上り審査が令和3年9月24日(金)にも実施された場合は、令和3年9月28日(火)に通知します。
- (2) プロポーザル提案書評価結果通知書により通知する。
- (3) 特定されなかった者は、苦情申立書(様式第12号)により非特定理由の説明を求めることができる。
 - ア 提出期間 プロポーザル提案書評価結果通知書にて通知を受けた日の翌日から5日以内の午前9時から午後4時30分まで(閉庁日及び正午から午後1時までを除く。)
 - イ 提出場所 伊賀市役所 本庁舎 4F 総合危機管理課
 - ウ 提出方法 持参とし、郵送は認めない。

12. 業務委託先の決定

- (1) 業務仕様書の作成
提案書特定の通知を受けた者は、速やかに業務仕様書について委託者とその内容を協議し、業務仕様書を作成する。
- (2) 契約の方法
業務仕様書が作成されたのち、最優秀者と随意契約による契約を締結する。ただし、最優秀者に事故等があり、契約が不調となった場合は、次点者を随意契約の相手方とする。
- (3) 契約保証金の納付
伊賀市会計規則第99条の規定による。

13. その他

- (1) 詳細は、伊賀市プロポーザル方式実施要綱の規定によるものとする。
- (2) 資料作成に要する費用は、参加希望者及び提案書提出者の負担とする。
- (3) 一度提出された資料の修正は受け付けない。また、資料の返却は行わない。
- (4) 企画提案書等の提出者は、本業務に関して専門分野（管理技術者を除く。）についての協力者を加えることができる。ただし、協力者となった者及びその者の所属する事務所は、本プロポーザルに参加できない。
- (5) 企画提案書等を提出した者が、審査委員会委員又は関係者と本計画に関する接触を求めたときは失格とする。
- (6) 企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合には無効となる場合がある。
 - ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
 - イ 企画提案書等作成要領に指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
 - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
 - オ 提出書類に虚偽の記載があるもの、既に発表されたものと同一あるいは類似の提案又は盗用した疑いがあると審査委員会が認めたもの。なお、契約後に事実関係が判明した場合においても同様とする。
- (7) 企画提案書等に記載した配置予定技術者は、原則として変更できないこととする。
ただし、病休、死亡、退職等やむを得ない理由により変更を行う場合には、必ず同等以上の技術者であることについて伊賀市の承認を得なければならない。（工事・コンサルのみ）
- (8) 次の納税証明書等（令和3年8月25日から起算して6か月以内のものに限る。）の提示がないと、本プロポーザルには参加できない。
 - ア 伊賀市内に本店を有する事業者
 - (ア) すべての市税〔未納税額のない納税証明書〕＝伊賀市収税課発行
 - イ 伊賀市内に支店、営業所、出張所等を有する事業者
 - (ア) すべての市税〔未納税額のない納税証明書〕＝伊賀市収税課発行
 - (イ) 消費税及び地方消費税〔未納税額のない納税証明書その3〕＝所管税務署発行
 - ウ 三重県内に本店、支店、営業所、出張所等を有する事業者
 - (ア) すべての県税〔未納税額のない納税確認書〕＝所管県税事務所発行
 - (イ) 消費税及び地方消費税〔未納税額のない納税証明書その3〕＝所管税務署発行
 - エ その他の事業者
 - (ア) 法人税、消費税及び地方消費税〔未納税額のない納税証明書その3の3〕＝所管税務署発行